

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 8 号 整理番号1番

所有権移転 賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		新山 昌樹
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・譲受人は申請農地を適正管理する計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。  農業委員新山昌樹が調査を行い、問題ないことを確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 8 号 整理番号2番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		高橋 政敏
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・申請地は譲渡人が3分の1を所有する共有地であり、譲受人が水稻、花を栽培している農地である。今後もこれまでどおり耕作していく計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。  なお、1月24日に農業委員高橋政敏が譲受人立会のもと現地調査を行い、周辺農地の利用状況等を確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 8 号 整理番号3番

所有権移転 賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		山手 善美
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・後継者へ一括贈与する案件である。譲受人はこれまでどおり耕作していく計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地のう農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。  農業委員山手善美が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 8 号 整理番号4番

所有権移転 賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		辻 均
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・賃借人の経営農地は全て耕作されており、保有農機具、作業従事者状況から見て全て有効に活用できると見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ <u>しない</u>
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ <u>しない</u>
第2項第7号 (地域調和)	・貸付人が体調不良のため、本家に当たる賃借人が借り受ける案件である。申請人は農地を有効利用する計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。  なお、1月20日に農業委員辻均が賃借人に聞き取り調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ <u>しない</u>

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 8 号 整理番号5番

所有権移転・賃貸借 使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		新山 昌樹
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ <u>しない</u>
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ <u>しない</u>
第2項第7号 (地域調和)	・申請地は以前から作業受委託により借受人が耕作していた農地である。借受人は今まで同様耕作していく計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。  農業委員新山昌樹が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ <u>しない</u>